

第2次中野市環境基本計画

概要版

2018年3月

中野市

第1章

環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

中野市の恵まれた自然環境を守り、より良い状態で将来世代へ引き継いでいくために、中野市環境基本条例に基づき、2008年(平成20年)3月に「中野市環境基本計画」(以下、「前計画」という)を策定し、各種の取組を進めてきました。

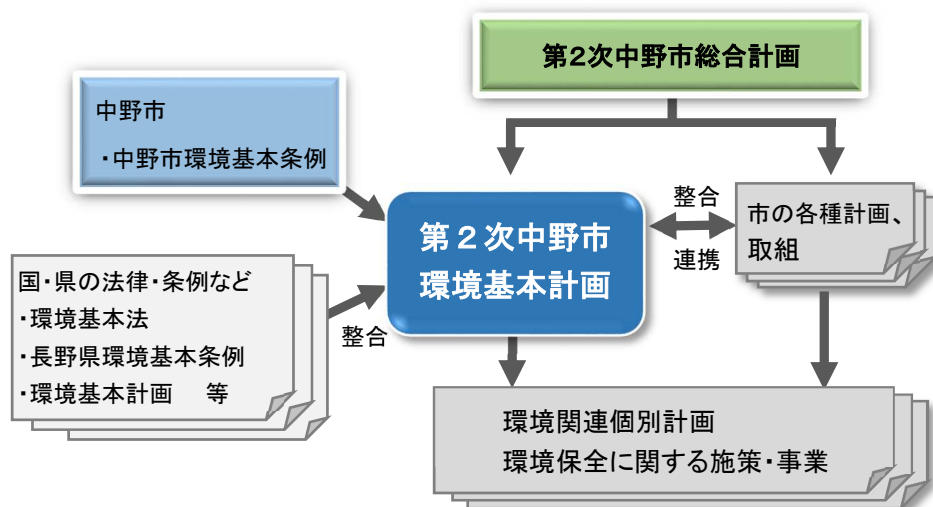
前計画策定から10年が経過し、この間も環境問題は、地球規模で深刻化が進み、加えて東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染やエネルギー問題など新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、これまで以上に環境に配慮した行動が必要となることから本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は「中野市環境基本条例」に基づき策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、本市が策定している構想・計画等と整合を図ります。



計画の位置づけ

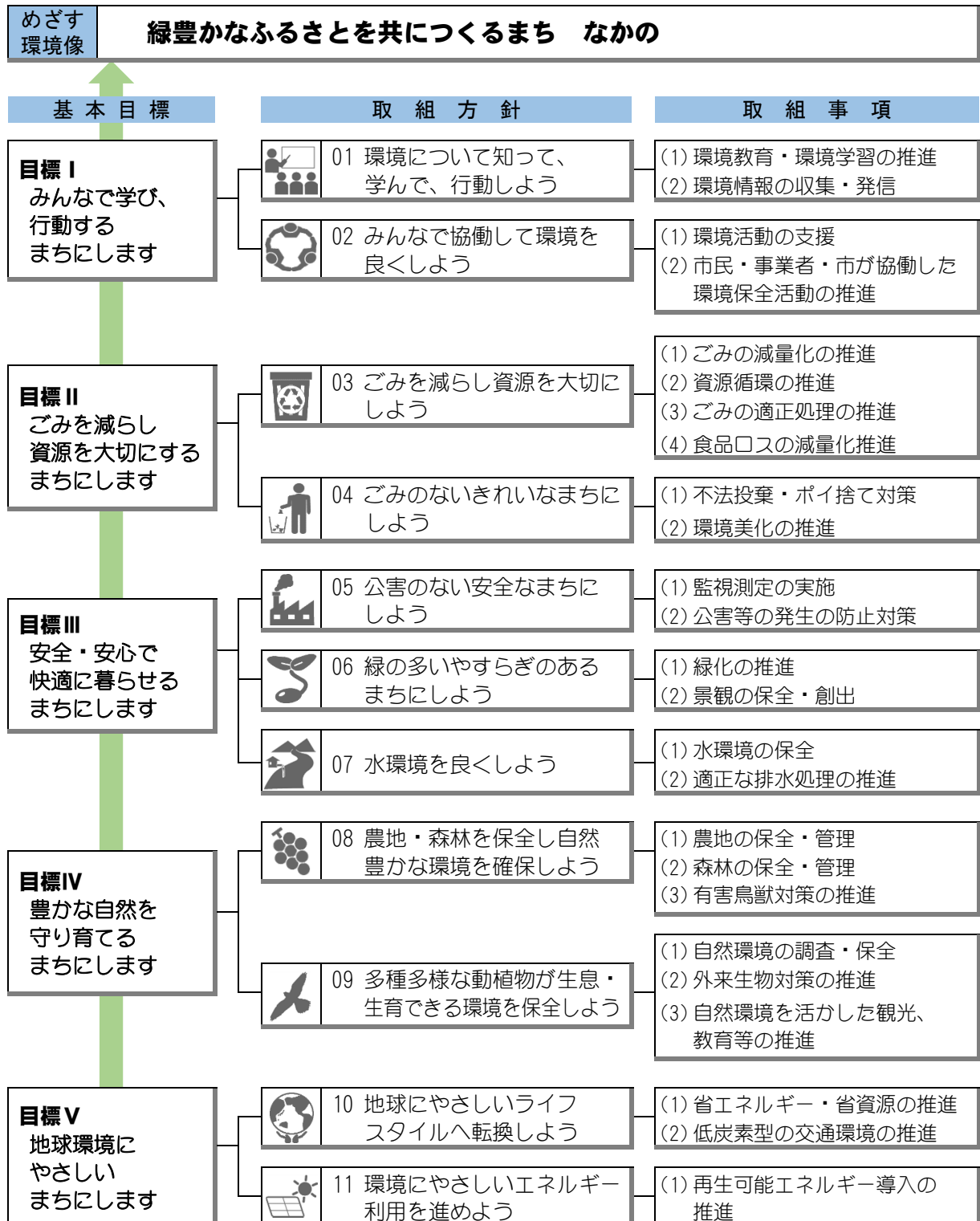
3 計画の期間と範囲

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度までの10年間とし、「第2次中野市総合計画」と連携して計画を進めます。また、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

本計画の対象範囲は、中野市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、国・県・近隣市町村との連携を視野に入れて進めます。また、対象とする環境の範囲は、循環型社会、生活環境、自然環境、地球環境の分野を対象とするとともに、環境教育や市民・事業者・市が協働した環境保全活動など、環境に関連を持つ分野も対象とします。

第2章 計画のめざすもの



本計画は、中野市の恵まれた自然環境を守り、将来に継承していく、また、環境を良くしていくための変化をめざす、その決意表明をし、自ら行動をはじめめることを理念（考え方）とし、「**緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの**」をめざす環境像と定め、以下の体系で進めていきます。



第3章

具体的な取組

基本目標ごとに、取組方針、市が推進する取組、市民・事業者に望まれる取組、成果目標を示します。

目標 I みんなで学び、行動するまちにします	 
みんなが環境に関心を持ち、中野市の良好な環境を将来世代に継承するために、協力しながら環境について学習し、実践していくまちをつくります。	

01 環境について知って、学んで、行動しよう		【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組 ◆: 本計画の新たな取組
市が推進する取組	(1) 環境教育・環境学習の推進 ◇子ども地域活動促進事業での花の植栽、野菜栽培、資源回収及び清掃活動の体験活動を周知、紹介します。 ◆「(仮称) 中野市こども環境白書」を作成し、小学5年生の環境学習の副読本として配布します。 ◇消費者の会と共催で、会員及び市民の消費生活に係る意識の高揚を図るため、消費生活講演会を開催します。 ◇児童生徒による環境調査や体験学習など、教科や課外活動における環境教育プログラムを支援します。 ◇十三崖チョウゲンボウ探鳥会・十三崖チョウゲンボウ応援団勉強会を開催します。 ◇次代を担う子どもたちのために、自然体験の講座を開催します。 ◇地域学習の課題として、「環境」をテーマとした講座を開催します。 ◇自然と触れ合い、自然の大切さを知り環境問題に関心を持てる講座を実施します。 ◇公民館の講座として、野鳥の観察会等を実施し、身近な自然の大切さを学びます。 ◆中野市環境祭に併せて、自然環境に関する書籍の紹介コーナーを設けます。 ◇図書館まつりにおいて、「古本市」を行います。 ◇鳥・植物の観察等の野生生物への理解を深める講座を実施し、展示等を通じて市民に還元します。	(2) 環境情報の収集・発信 ◇インターネットをはじめ様々な情報媒体で、環境学習やエコ活動についての情報発信を行います。 ◇食の安心・安全に資するため、食品の放射性物質検査を行い、的確な情報提供を推進します。 ◇十三崖チョウゲンボウ応援団ニュースレターの発行やホームページの更新を行います。 ◇ホテルのすめるような水環境に思いを馳せる「ふるさとのホテルを楽しむ会」を実施します。 ◇自然環境関係書籍の収集を進めます。
市民に望まれる取組	事業者に望まれる取組	
◇環境に関する情報を収集し、行動する。 ◇家庭や地域で環境問題を考える機会をつくり、実践する。 ◇専門的な知識や技術を持っている人は、情報を積極的に発信する。	◇従業員に対する環境教育を進める。 ◇環境への負荷が小さい製品や環境に関する技術など、情報を積極的に発信する。 ◇情報・知見を積極的に収集・活用し、事業による環境への負荷を低減する。 ◇施設見学や講師の派遣など、環境学習に協力する。	

02 みんなで協働して環境を良くしよう

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組

◆: 本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 環境活動の支援	<p>◇NPO等の自立的な活動などを支援するため、助成情報や支援情報について提供します。</p> <p>◇NPO等が取組んでいる活動内容などについて、情報発信を行います。</p> <p>◇十三崖チョウゲンボウ応援団の活動を支援します。</p>
	(2) 市民・事業者・市が協働した環境保全活動の推進	<p>◆中野市の自然環境から地球環境に至る環境問題や環境保全全体について周知・啓発をするため、事業者や団体を募りイベントを開催します。</p> <p>◇国際規格ISO等を取得した中小企業に対し、補助金交付要綱の規定により補助金を交付します。</p> <p>◇通勤者のための駅駐輪場の整理整頓など適正な管理を行います。</p> <p>◇河川愛護団体に補助金を交付することにより、市民の環境美化意識の高揚に努めます。</p>
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
<p>◇市民・事業者・市が協働で行う環境保全活動に積極的に参加する。</p> <p>◇市民同士や事業者との交流を深め、積極的に活動する。</p>		<p>◇市民の活動を支援するために、情報、活動の場所や機材、資金等の提供をする。</p> <p>◇市民・事業者・市が協働で行う環境保全活動に積極的に参加する。</p> <p>◇事業者同士や市民との交流を深め、積極的に環境保全の事業活動や地域活動を行う。</p>



野鳥観察会



自然とふれあう公民館講座

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)
環境に関する体験活動を実施する団体数	80%	83%	85%
十三崖チョウゲンボウ探鳥会等の開催	年2回	年3回	年3回
十三崖チョウゲンボウ応援団ニュースレターの発行	年3回	年4回	年4回
自然環境に関する講座、施設見学、イベント等の開催	年30回	年30回	年30回
環境に関するSNS投稿	年35件	年50件	年70件
広報紙への環境に関する記事掲載	年11回	年15回	年15回
自然環境関係書籍の収蔵数	1,101点	1,236点	1,371点
NPO等の活動内容や支援に対する情報発信回数	年2回	年3回	年4回
市内に事業所のある環境分野で活動するNPO等法人数	1団体	2団体	3団体
国際規格ISO等取得支援補助金の交付件数(累計)	35件	41件	46件
駅駐輪場数	8件	8件	8件

目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会へと転換し、資源の無駄遣いをなくすとともに、ごみのないきれいなまちをつくりまします。



03 ごみを減らし資源を大切にしよう

【凡例】 ◇:前計画から継続する取組
◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) ごみの減量化の推進	◇広報なかのや市公式ホームページで、ごみの減量化に関する広報、啓発を行います。 ◇生ごみ堆肥化機器等の購入費用を助成します。 ◇保育所では日々の保育活動の中で、子どもたちと一緒に正しいごみの分別に取り組みまします。
	(2) 資源循環の推進	◇資源物の収集と再資源化を推進するため、資源物の日曜回収、特別回収を実施まします。 ◆小型家電や金属製品など不燃性粗大ごみの再利用（リユース）に向けた研究を行い、循環型社会の構築をめざまします。 ◇保育所から排出される廃油（食用油）の処理について委託業者を通じてリサイクルまします。 ◇下水道等の汚泥を堆肥化まします。
	(3) ごみの適正処理の推進	◇ごみカレンダーを年ごとに、ごみ分別冊子を5年ごとに作成し、配布まします。
	(4) 食品ロスの減量化推進	◆関係団体と協力し、フードドライブ事業を実施まします。 ◆災害時等の備蓄食料等について、定期的な更新時にフードバンクへの提供を促まします。 ◆広報なかのや市公式ホームページで、食品ロスの減量化に関する広報、啓発を行います。

市民に望まれる取組

- ◇「もったいない」の心掛けを大切にすする。
- ◇買い物には買い物袋を持参すする。
- ◇地域やスーパーなどでの資源物回収を利用すする。
- ◇ごみの分別排出を徹底すする。
- ◇生ごみ堆肥化機器を活用し、生ごみの堆肥化や減量化を進める。
- ◇冷蔵庫の在庫管理をし、買い物は消費できる量だけにして、廃棄する食品品を少なくすする。
- ◇食材を使い切るように、調理方法やメニューを工夫すする。
- ◇料理を余分に作らず、食べ残しをしないように心掛けする。
- ◇ものを大切に使い、必要なものを選択して購入すする。

事業者にも望まれる取組

- ◇事業活動に伴うごみは適正に排出・処理すする。
- ◇書類関係のペーパーレス化を推進すする。
- ◇買い物袋持参、包装の簡素化、量り売りなどにより、容器包装を減らす。
- ◇計画的、効率的な製造、販売などの取組で、廃棄される商品、原材料を減らす。
- ◇飲食店での宴会時などの際は、30・10運動の導入を検討すする。
- ◇ドギーバッグ（持ち帰り容器）の導入を検討すする。
- ◇在庫商品や印字ミス商品などの食品を提供するフードバンク活動に協力すする。

コラム

食品ロス

2014年度(平成26年度)の推計では、日本国内における年間の食品廃棄量は、食材消費全体の3割にあたる約2,775万トンとなっており、このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残し等、本来食べられたはずの「食品ロス」は約621万トンで、そのうちの半数近くの約282万トンが家庭から排出されています。

食品ロスの内訳

区分	食品ロスとなっているもの	発生量
食品メーカー	製造過程で発生する印刷ミスなどの規格外品 など	約339万t
小売店	期限を超えたなどで販売できなくなった在庫 など	
レストラン等の飲食店	客が食べ残した料理 客に提供できなかった仕込み済みの食材 など	
家庭	食べ残し 冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品 など	約282万t
合計		約621万t

(資料：政府広報を改変)

04 ごみのないきれいなまちにしよう

【凡例】◇:前計画から継続する取組

◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 不法投棄・ポイ捨て対策	<p>◇不法投棄と野外焼却を防止するため、年2回の監視強化月間に、早朝と夜間のパトロールを実施します。</p> <p>◇空き缶やタバコなどのポイ捨てを防止するため、周知・啓発を行います。</p> <p>◇幹線道路で常習化している空き缶などのポイ捨てを防止する目的で看板を設置します。</p> <p>◇観光施設などの美観を保つことで、ポイ捨てゼロ環境をめざします。</p>
	(2) 環境美化の推進	<p>◇公衆衛生思想の普及と各区衛生組織により、公害を未然に防止し健康で清潔な生活環境の保全を図ります。</p> <p>◆公共の場所での喫煙による他人への迷惑を防止するため、喫煙マナー、禁煙等の周知・啓発を行います。</p> <p>◇観光地や観光施設周辺の清掃などを各種団体に業務委託し、環境美化に努めます。</p> <p>◇観光施設、商工業施設などの清掃などを行い、環境美化を進めます。</p> <p>◇工業団地内の緑地の草刈りを実施し、環境の美化を進めます。</p>
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
<p>◇廃棄物、資源物のごみステーションに出すなど、適正に処理する。</p> <p>◇不法投棄を見つけた場合は、関係機関に連絡する。</p> <p>◇自宅周辺や所有地（管理地）などの適正管理に努め、不法投棄されにくい環境をつくる。</p> <p>◇ポイ捨てしない、ペットの飼育や散歩などでマナーを守るなど街の美化に努める。</p> <p>◇地域の清掃活動などに積極的に参加する。</p>		<p>◇産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する。</p> <p>◇不法投棄を見つけた場合は、関係機関に連絡する。</p> <p>◇事業所、店舗、所有地などの周辺を定期的に清掃するなど適切に管理し、不法投棄されにくい環境をつくる。</p> <p>◇地域の清掃活動などに積極的に参加する。</p>

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)
ごみの排出量	13,233t	13,219t	13,207t
生ごみ堆肥化機器等設置件数(累計)	354件	504件	629件
リサイクル率 ※資源物÷ごみの総排出量	14.3%	15.0%	17.0%
不法投棄発生件数	年25件	年20件	年20件
不法投棄及び野外焼却防止早朝・夜間パトロール実施回数	年16回	年20回	年20回
ポイ捨て防止看板の設置・管理	7箇所	7箇所	8箇所
商工業施設の美化	年8件	年8件	年8件
登山道整備回数	年2回	年2回	年2回
東山公園整備清掃	年3回	年3回	年3回
公衆トイレ清掃	年10回	年10回	年10回
高丘工業団地内緑地の草刈り	年1回	年1回	年1回

目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします

水質汚濁や悪臭、騒音などの公害がなく、緑が豊かで水が清らかな安心して暮らせるまちをつくりまします。



05 公害のない安全なまちにしよう

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組
◆: 本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 監視測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇危険物貯蔵施設の管理を適正に行います。 ◇空間放射線量の現状を把握するため、市役所本庁舎、豊田支所、保育所、小中学校等で測定を実施します。 ◇公害による被害の低減のため、水質検査や騒音測定を実施します。 ◇浄水場発生土の放射能測定を行います。
	(2) 公害等の発生の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境公害防止指導員が担当地区を巡回し、公害の早期発見・解決に努めます。 ◇廃棄物が適正に処理されるよう、県と連携して立入・監視・指導を行います。 ◇工業団地内の中小企業から出る工場排水について水質検査を実施し、公害防止を進めます。 ◇河川などの水質浄化のため、下水道等による水洗化や浄化槽の整備を進めます。
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇騒音や悪臭など近隣に迷惑がかからないようにする。 ◇違法な野外焼却は行わない。 ◇灯油タンクなどを適正に管理し、油の流出事故防止に努める。 ◇公害の発生が懸念される行為を見つけた場合は、関係機関に連絡する。 		<ul style="list-style-type: none"> ◇法令を遵守し、公害の未然防止に努める。 ◇設備の改善などにより、事業による環境への負荷を低減する。 ◇設備を適正に管理し、燃料の流出などが発生しないようにするとともに、発生を想定した準備をする。

06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組
◆: 本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇緑化苗木頒布会を開催し、各家庭の緑化を推進します。 ◇希望する団体へ花苗を支給し沿道の空地緑化を図ります。 ◇「花のまちづくりボランティアの会」と協働で、花や緑づくりへの諸活動の意識の高揚を図ります。
	(2) 景観の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ◇景観づくり団体等と協働し、景観育成に対する市民の意識高揚のためのイベントを実施します。 ◆国指定天然記念物「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」の保全整備を行います。
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇家の庭やベランダなどでの植栽や鉢植え、生け垣の設置など、家庭での緑化を推進する。 ◇公園や街路樹などの手入れに協力する。 ◇住宅を建設する際は、周囲と調和する形や色にする。 ◇地域の景観を保全・創出するために、地域住民で話し合いをし、景観育成住民協定を締結するなど、ルールづくりをする。 		<ul style="list-style-type: none"> ◇工場、事業所などの敷地内に植栽をする。 ◇地域の緑化、景観の保全・創出活動に参加・支援する。 ◇建物や看板など、法令を順守し、周囲と調和する形や色にする。

07 水循環を良くしよう

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組

◆: 本計画の新たな取組

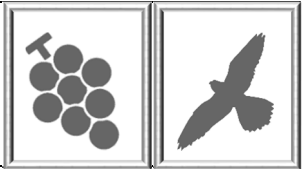
市が推進する取組	(1) 水環境の保全	◇浄化槽の適正な維持管理について広報等で周知を行います。 ◇水源施設及びその周辺の環境保全に努めます。
	(2) 適正な排水処理の推進	◇浄化槽設置事業補助金により、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。 ◇路面の雨水排水用の道路側溝の一部を地質の状況に応じて底抜きにし、地下浸透させます。 ◇路面排水のための側溝に浸透枴を設置し、地下浸透させます。 ◇雨水貯留施設の設置費用を補助します。 ◇水洗化を促進します。
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
◇節水を心掛ける。 ◇周辺の草刈りをするなど、水辺とふれあえる環境を整える。 ◇下水道整備地域では、下水道本管への接続を進める。 ◇浄化槽を適正に管理する。 ◇下水処理に負担がかからないよう、流し台から油などを流さないようにする。 ◇洗剤は適量を使用する。 ◇灯油タンクを適正に管理・利用し、流出させないようにする。 ◇雨水貯留タンクなどを設置し、雨水を庭木への水やりなどに使用する。		◇水道水源付近での開発・工事は、環境に十分配慮する。 ◇節水型の設備を導入する。 ◇中水（雑用水）の利用を進める。 ◇敷地内の駐車場で、雨水が浸透するよう配慮する。 ◇下水道への接続、浄化槽の適正な管理を行う。

◆ 成果目標

環境面での指標		現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)
環境公害防止指導員委嘱数		14人	14人	14人
公害苦情件数		年48件	年30件	年30件
BOD値が2mg/ℓ以下(年平均)の河川の数		19河川	24河川	24河川
自動車騒音(面的評価)の環境基準達成状況		99.3%	95%以上	95%以上
高丘工業団地内工場排水水質検査		年6回	年6回	年6回
森林面積		4,620.59ha	4,620.59ha	4,620.59ha
花苗の支給		年121団体 年62,336株	年120団体 年60,000株	年120団体 年60,000株
景観・美化の推進のためのイベントの実施		年3回	年3回	年3回
浄化槽設置整備事業補助件数		1基	4基	4基
底抜き工法で施工した道路側溝の延長距離		L=130m	L=20m	L=20m
路面排水のための側溝に設置した浸透枴の箇所数		4箇所	2箇所	2箇所
雨水貯留施設設置補助件数		年3件	年6件	年6件
下水道普及率 ※公共下水道(公共)、特別環境保全公共下水道(特環)、農業集落排水(農集)の区域内人口÷市の総人口、浄化槽による処理人口÷市の総人口	公共・特環	67.8%	67.8%	74.6%
	農集	27.8%	26.2%	19.6%
	浄化槽	1.3%	2.5%	2.5%
下水道水洗化率 ※公共、特環、農集の水洗化人口÷区域内人口	公共・特環	88.1%	91.2%	93.1%
	農集	83.2%	89.5%	94.5%

目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします

農地や森林が農林業の場として、また多面的機能を発揮する場として活かされ、生物の多様性が確保されるまちをつくります。



08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組

◆: 本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 農地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇地元で生産された農作物を給食の食材として積極的に使用し、地産地消を推進します。 ◇農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための農業生産活動を支援します。新たに協定締結の希望があれば、協定締結へ向けてのサポートを行います。 ◇農地の再生を行う方に対し、再生作業及び再生後の営農に関する経費を支援します。再生が可能と考えられる遊休荒廃農地については、農業委員会と連携し、農地再生に向けたマッチングなどを進めます。 ◇農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休荒廃農地の増加といった、人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる「人・農地プラン」を活用し、中心経営体（各地域において今後の農業を牽引していく中心となる経営体）への農地中間管理事業を利用した農地集積などにより、遊休荒廃農地の解消及び未然防止を図ります。 ◇自然環境の保全に資する農業の生産方式（有機農業など）を導入した農業生産活動を実施する農業者団体を支援します。 ◇信州なかの産の農産物をふるさと納税寄附者への返礼品とすることで、農地の適正な管理と国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、農業の持つ多面的機能の維持増進を図り、農業振興に寄与します。
	(2) 森林の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林整備に関する地域活動を行う事業者を支援します。
	(3) 有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇有害鳥獣対策を推進するため、中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会を中心に関係する団体と連携し、対策に取り組みます。 ◇有害鳥獣による農作物被害を防止するため、農地へ電気柵を設置する農業者を支援します。
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇地元で生産された農作物を積極的に購入する。 ◇ふれあい農園の利用を進める。 ◇地域材を積極的に活用する。 ◇住宅の新築や増改築の際は、市内産、県内産の木材を活用する。 ◇屋外に生ごみを放置しないなど、野生鳥獣が近づきにくい環境をつくる。 		<ul style="list-style-type: none"> ◇有機栽培・低農薬栽培を進める。 ◇遊休荒廃農地とならないように適正に管理する。 ◇管理が可能な場所では、素掘り水路を保全する。 ◇間伐材の利用を進める。 ◇建物の建築や工事などに、市内産、県内産の木材を活用する。 ◇森林経営計画に基づいた、施業・保護を行う。 ◇野生鳥獣との生活圏を明確に区分できるよう農地周辺の手入れを行う。 ◇ジビエを使用する料理の提供を検討する。



飛翔するチョウゲンボウ



アレチウリの駆除活動

09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全しよう

【凡例】 ◇:前計画から継続する取組

◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 自然環境の調査・保全	◇「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」モニタリング調査（行動観察、餌量推定）を実施します。 ◆「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」環境生態調査（行動圏及び利用環境の解明）を実施します。
	(2) 外来生物対策の推進	◇生態系や人への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物に対し、必要に応じて防除等を実施します。 ◇広報なかで、アレチウリの駆除についての情報を周知します。 ◇アレチウリの駆除を実施し、在来生物など生態系への影響を抑制します。 ◇ハリエンジュ、ニワウルシを対象とした十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業を実施します。
	(3) 自然環境を活かした観光、教育等の推進	◇環境保全の重要性を感じてもらうため、千曲川をラフティングボートで下る自然観察会を実施します。
市民に望まれる取組		事業者に望まれる取組
◇自然環境の保全活動や自然観察会に積極的に参加する。 ◇野生の動植物とふれあえる機会を創出する。 ◇地域外から持ち込んだ動植物は最後まで責任を持って飼育・栽培し、野外に逸出して地域の生態系に悪影響を及ぼさないようにする。 ◇外来生物については、法令にのっとった取扱いをする。		◇自然環境の保全活動や自然観察会に積極的に参加・支援する。 ◇敷地内にビオトープを設けるなど、生物が生息・生育できる場を保全・創出する。 ◇動植物の販売は、生態系への影響を考慮し、販売先にも注意を促す。 ◇自然体験、農業体験などを観光に取り入れたツアーの企画を検討する。

コラム

重要里地里山 500

環境省では、国土全体の生物多様性を保全するうえで重要な里地里山（人と生きものの暮らしが交わる豊かな環境）を500箇所選びました。中野市からは永江地区の大平山等一帯の里山が選ばれました。地域の宝として豊かな里地里山が守り継がれていくことが望まれます。

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)
保育所給食における地域食材の日	年8回	年8回	年8回
学校給食における地元農作物使用割合	63.1%	65.0%	65.0%
中山間地域において集落協定を締結した集落数	13集落	13集落	13集落
遊休荒廃農地面積	569ha	563ha	558ha
人・農地プラン参加者(中心経営体)数	215人・団体	275人・団体	325人・団体
森林経営計画を認定した件数	7件	10件	14件
環境保全型農業直接支払交付金事業への取組組織数	2組織	2組織	2組織
ふるさと納税寄附金の農産物の返礼品件数	年22,000件	年22,000件	年22,000件
アレチウリ駆除の実施	年5回	年5回	年5回
十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業の実施	年2回	年2回	年2回

目標Ⅴ 地球環境にやさしいまちにします

これまでのライフスタイルを見つめ直し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用などで、地球温暖化防止の取組を進めるまちをつくります。



10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう

【凡例】 ◇:前計画から継続する取組

◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公用車の車両整備・定期点検などを実施することにより適正な車両管理を行います。 ◇環境に配慮した公用車の導入を行います。 ◇市が行うあらゆる活動において、温室効果ガスの排出削減に向け環境に配慮した取組を行います。
	(2) 低炭素の交通環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇マイカー通勤から鉄道・バスなど公共交通への切り替え及びエコ通勤の促進を図るため、利便性の高い公共交通網の確立に取り組みます。

市民に望まれる取組

- ◇住宅の新築・増改築時には断熱性、気密性の向上など、省エネルギーにつながる工法を検討する。
- ◇省エネルギーを意識して、普段の生活を送るよう心掛ける。
- ◇冷蔵庫、テレビ、照明など、買い換え時は、消費電力の少ない製品を購入する。
- ◇近くへの移動の際は、徒歩による移動を心掛けるなど、マイカーの利用から、徒歩・自転車・公共交通機関の利用に積極的に転換する。
- ◇パークアンドライド、デマンドタクシーなどを活用し、公共交通の利用を促進する。
- ◇自動車を購入するときは、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車や燃費性能の高い車両の購入を検討する。
- ◇エコドライブを心掛ける。

事業者にも望まれる取組

- ◇事業所でのクールビズ・ウォームビズへの取組や冷暖房温度の適正設定など、省エネルギーの取組を推進する。
- ◇省エネルギー型機器の導入を推進する。
- ◇エコオフィス活動を実践する。
- ◇事業所の温室効果ガス排出量を把握し、目標を設定して削減への取組を推進する。
- ◇省エネルギー診断やE S C O事業の導入を検討する。
- ◇ノーマイカー通勤やエコ通勤を推進する。
- ◇フロン排出抑制法にのっとり、製造・管理・回収・破壊を行う。

11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう

【凡例】 ◇:前計画から継続する取組

◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	(1) 再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します。 ◇公共施設へ再生可能エネルギーを率先して導入し、普及・啓発を図ります。 ◆市内に多く賦存するバイオマスや豪雪地帯として雪の利活用について研究し、再生可能エネルギーへの導入を検討します。 ◆バイオマスを活用した事業の実現可能性調査をもとに、事業化に向けた支援を行います。
----------	--------------------	---

市民に望まれる取組

- ◇住宅への再生可能エネルギー設備の導入を検討、推進する。
- ◇薪ストーブやペレットストーブの導入を検討する。

事業者にも望まれる取組

- ◇事業所などへの再生可能エネルギー設備の設置を推進する。
- ◇使用済みきのこと培地や果樹の剪定枝などを燃料として使用する。

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)
市の事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量 ※中野市地球温暖化防止実行計画(2016年度～2020年度)	9,832t-CO ₂	9,233t-CO ₂ (2020年度)	5か年計画のため 2026年に設定予定
住宅用太陽光発電システム設置件数・出力量(累計)	609件 2,845kw	850件 3,970kw	1,025件 4,790kw
再生可能エネルギーを導入した公共施設(累計)	7箇所	8箇所	10箇所



再生可能エネルギーを導入した公共施設(ひまわり保育園)



環境にやさしいペレットストーブ

コラム

持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年9月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。

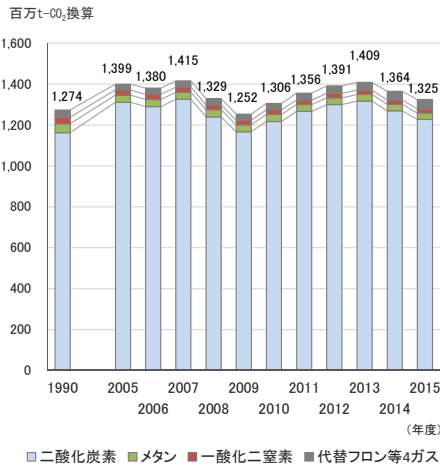
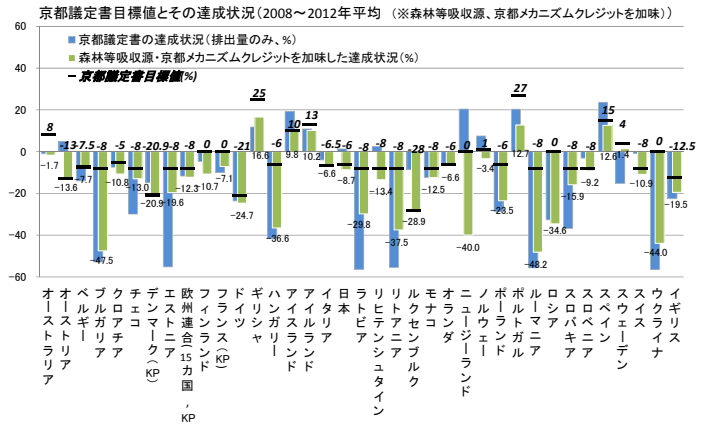
2030アジェンダは、持続可能な開発目標(SDGs)として17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられ、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。

「持続可能な開発目標」における17のゴール(目標)



(資料：国際連合広報センターホームページ)

世界各国の京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）の目標値と達成状況を下図に示します。森林吸収源、京都メカニズムクレジットを加味すると、すべての参加国が目標を達成しています。



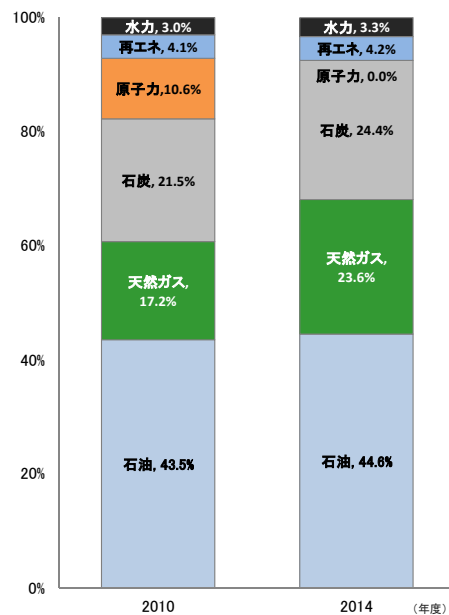
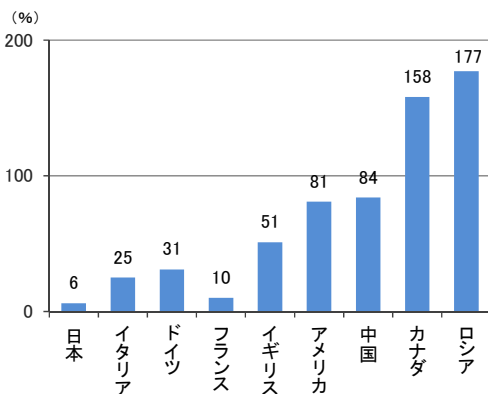
京都議定書目標値と達成状況 (資料：国立環境研究所)

日本の温室効果ガス排出量は2008年の世界金融危機により2009年まで大きく減少しましたが、景気の回復及び2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により原子力発電が停止したことから増加しました。2014年からは減少しています。京都議定書の第一約束期間では、6%の削減目標に対し森林吸収源対策等を含め、8.4%削減を達成しています。

日本の温室効果ガス排出量の推移 (資料：環境省)

2011年の東日本大震災以降、日本は「エネルギー自給率の低下」などの課題に直面しています。課題を克服するために、国民一人ひとりが現状を知り、エネルギー問題を考えることが重要です。

日本のエネルギー自給率は6%程度であり、海外から輸入される石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しています。日本の再生可能エネルギー（水力を除く）の比率は4.2%（2014年）と、更なる導入拡大が求められています。



主要国のエネルギー自給率 (2014年) (資料：IEA 「WORLD ENERGY BALANCES 2016」)

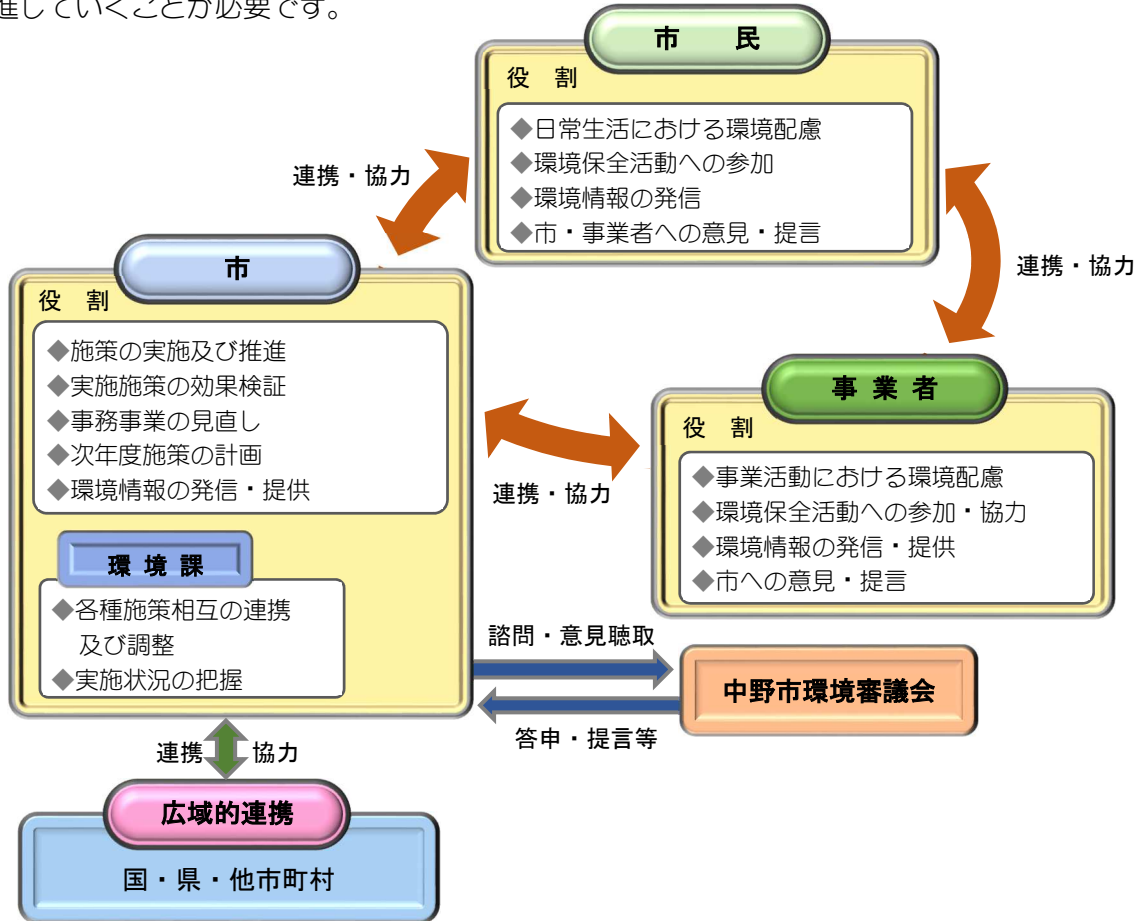
日本の一次エネルギー供給構成 (資料：資源エネルギー庁)

第4章

計画の推進と進行管理

本計画の推進体制と進行管理の方法は、以下のとおりです。

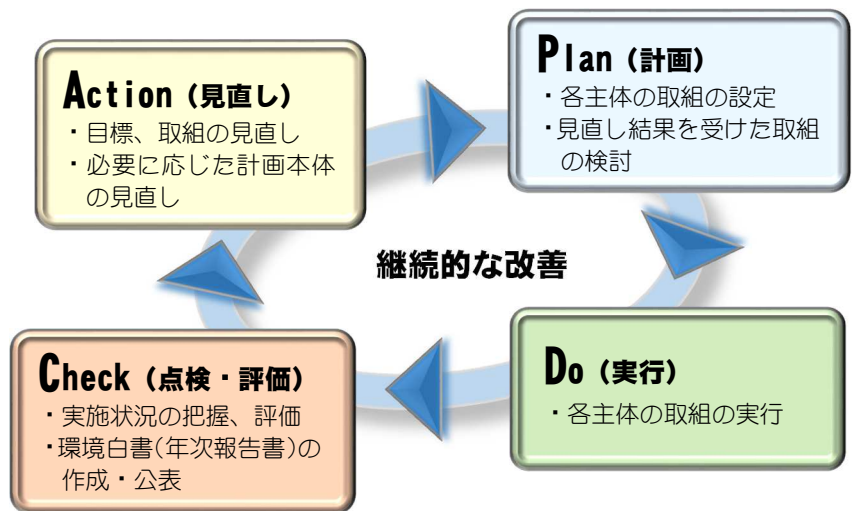
めざす環境像を実現するためには、「市民・事業者・市」がそれぞれの役割を認識し、環境保全活動に取り組み、相互に連携・協働しながら計画を推進していくことが必要です。



計画の推進体制

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行います。

また、把握した施策の実施状況などは、環境白書（年次報告書）として取りまとめ、公表します。



計画の進行管理の方法



緑豊かなふるさとを 共につくるまち なかの

写真：中野市 高社山

第2次中野市環境基本計画

2018年（平成30年）3月発行

発行：中野市

編集：中野市くらしと文化部環境課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電話 0269-22-2111（代表）

F A X 0269-22-5923

メール kankyo@city.nakano.nagano.jp

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>
